

# 日野町の水道施設 耐震化について

町では災害による断水を最小限に抑えるための工事や、もしものときの給水活動への備えをすすめています。

平成21年度に策定した「日野町水道施設耐震診断基礎調査および耐震基本計画」に基づいて、耐震化が必要な水道施設や配水本管について、優先的に耐震補強や耐震管への取替えをすすめています。

昨年度より、北山にて配水池から市街地への主要幹線配水管の一部を耐震管へ取り替える工事を実施し、今年度も引き続き工事を実施する予定です。

6月1日から7日は  
「第57回 水道週間」です。  
今一度、水道のことについて  
考えてみませんか。



◆問い合わせ先 上下水道課 上水道担当 ☎②6576

## 気軽に相談 身近な人権擁護委員さん

6月1日は人権擁護委員法が施行された日です。

人権擁護委員制度は地域に根ざした活動を行っている民間の方たちが、地域の中で人権思想を広め、人権侵害が起きないように見守り、人権を擁護していくことが望ましいという考えから設けられました。

町では5人の人権擁護委員さんが、小学校で人権教室を開催されたり、電話や自宅、よろず相談（月1回）等で各種相談を受けておられます。町の人権擁護委員さんへの相談は、直接連絡して下さい。

相談に関する秘密は厳守されます。

氏名	住所	電話番号
加藤 和幸	野出	53-0004
岸和田加代子	木津	52-2066
野口 定一	増田	52-3978
奥井 悦子	上迫	52-2797
安藤 貢子	西大路3区	52-2728

◆問い合わせ先 企画振興課 企画人権担当 ☎②6552

## ひとり一人が主役!!

# 日野の男女共同参画コンテスト



イラスト:タカノキョウコ

### ●作品の例

- 例) 夫婦と一緒に家事や育児を行っているもの
- 例) 子どもがお手伝いをがんばっているもの
- 例) 祖父母が孫育てをしているもの

### ●応募資格

町内在住の方、または町内の学校、企業、団体等に通学、通勤している方

### ●作品規定

応募は、ひとり1点とし、カメラや携帯電話のカメラ機能で撮影した写真（2L判で印刷したもの）で未発表のものに限り、合成・加工は不可とします。

作品については、プライバシーを十分に配慮し、必ず本人（被写体）の承諾を得てください。

応募作品の著作権・著作権等の権利は、主催者側に帰属するものとします。

啓発等の目的により、応募作品を施設等での展示や印刷物・ホームページ等の広報媒体への掲載に使用させていただく場合があります。

応募作品は返却しませんのでご了承ください。

### ●応募方法

必要事項を記入した応募用紙（ホームページからも印刷できます）と、2L判にプリントした写真を応募先まで郵送または持参してください。応募用紙には、必要事項として氏名、年齢、住所、電話番号、作品タイトルおよび作品にまつわるエピソードやコメントを記入してください。

### ●各賞

- ・最優秀賞 1点（賞状、副賞 図書カード3,000円）
- ・優秀賞 5点（賞状、副賞 図書カード1,000円）
- ・入選 数点（賞状）

※応募者全員に参加賞があります。

### ●結果発表と表彰

9月下旬の予定。受賞者の表彰式を10月3日（土）に開催する「男女共同参画のつどい」（会場：わたむきホール虹）で行います。また、応募作品は公共施設にて展示する予定です。

### ◆応募・問い合わせ先

〒529-1698 日野町河原一丁目1番地  
日野町役場 企画振興課 企画人権担当 宛て  
☎②6552 FAX②2043  
E-mail : kikaku@town.shiga-hino.lg.jp

【締め切り】7月21日(火) ※当日消印有効

ひびきあい「日野のたから」を未来につなぐ 自治の力で輝くまち を目指して

# 総合計画懇話会を開催

## 第5次日野町総合計画を点検しています

平成23年度から10年間のまちづくりの指針となる第5次日野町総合計画は、今年で5年目を迎えます。計画に掲げるまちのめざすべき姿に向かって、計画の後期期間の取り組みに反映していくため、総合計画懇話会を立ち上げました。

懇話会で、学識経験者、各種団体代表および公募委員の21名により社会情勢の変化や住民意識調査結果等を把握しながら計画の到達点と残された課題を点検していただいています。

これから懇話会では、全ての施策を点検し、総合的な評価をまとめ、10月には町長へ答申をされる予定です。



◆問い合わせ先 企画振興課 企画人権担当(役場3階) ☎6552

みんなで支え合う

## 国民健康保険



### 平成27年度の国民健康保険税額が決定します。

国民健康保険は、毎日の生活の中でいつ起こるかわからない病気やけがのときに、安心して医療が受けられるように、加入者の皆さんで支え合う制度です。

国民健康保険税は6月に決定します。税額は、所得や資産に応じた額と、被保険者1名あたりの額(均等割額)、1世帯あたりの額(平等割額)を合計した金額となっています。

平成27年度より、賦課限度額および軽減の該当になる所得が次のように変わりました。

#### ○平成27年度 国民健康保険税 税額

区分	医療分	後期高齢者支援金分	介護給付金分
①所得割額【税率】	6.70%	1.80%	1.35%
②資産割額【税率】	19.30%	5.10%	7.10%
③均等割額【被保険者1人】	22,800円	6,000円	9,000円
④平等割額【1世帯】	21,400円	5,600円	5,100円
⑤賦課限度額	520,000円	170,000円	160,000円

①は、平成26年中の所得金額から基礎控除額の33万円を控除した額に税率をかけて算出します。

②は、平成27年度固定資産税額(土地・家屋分のみ)に税率をかけて算出します。

#### ○低所得世帯に対する軽減

世帯の所得【※1】が次の要件に該当する場合、均等割額と平等割額が軽減されます。

7割軽減・・・総所得330,000円以下の世帯

5割軽減・・・総所得260,000円×被保険者数【※2】+330,000円以下の世帯

2割軽減・・・総所得470,000円×被保険者数【※2】+330,000円以下の世帯

※1：世帯の所得とは、世帯主と被保険者の所得を合算した額です。

※2：被保険者数には、世帯主および後期高齢者医療へ変わられた方もふくみます。

**国民健康保険税は  
必ず期限内に  
納めましょう!**

国民健康保険税を特別な理由もなく1年以上滞納されると、保険証が交付できなくなります。そのことにより、病院等で診察を受けたときに一旦全額を負担するほか、本来受けられる給付が受けられなくなります。

◆問い合わせ先 税務課 住民税担当 ☎6570